

# 税の申告受け付け

## 市役所での申告受け付け

市役所での市・府民税、所得税の申告受け付けが始まります。会場や日程は下表のとおり。西支所では、市・府民税申告のみ受け付け。

市役所では、所得税の確定申告を2月12日(木)～20日(金)まで受け付けます。23日(月)以降は市・府民税申告のみ受け付け。

なお、2月12日～18日(水)は所得税について税理士による相談や受け付けを実施。受付時間は9時30分～12時と13時～16時。

## 市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告をした人には申告書を送付しています。

届かない人や新たに申告が必要になった人は税務課へ連絡を。

## 公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、そのほかの所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要)。

ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

◆市・府民税が課税になる人で、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加変更がある人

なお、個々の所得・控除の状況で申告をされても税額が変わらない場合があります。

# 市議会12月定例会

市議会12月定例会が12月5日～25日に開会。桐野正明氏(67歳、倉谷川創政クラブ議員団)を議長に、岸田圭一郎氏(56歳、上東川新政クラブ議員団)を副議長に選出。平成26年度の一般会計補正予算や条例の制定、指定管理者の指定など市長提案の33議案を審議。原案どおり可決・承認・同意されました。主な内容は次のとおり。

## 補正予算

### 《一般会計》

◆第4号 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査に伴う経費を追加するもので4,400万円の増額。

◆第5号 捕獲されたイノシシなどを有害鳥獣処理施設に搬入するまでの間、一時保管するための施設の整備や、台風により定置網に大きな被害を受けた漁業経営者に対する災害復旧支援などに4億2,611万円を増額。

◆第6号 国家公務員における取扱いに準じ、本市議会議員および特別職の職員で常勤のものに支給する

る期末手当の支給率を改定することに伴うもので2,500万円の増額。  
この結果、予算総額は歳入・歳出いずれも380億3,152万円となりました。  
《特別会計》  
◆国民健康保険事業会計(第2号) 719万円増額の92億3,377万円 ◆簡易水道事業会計(第1号) 186万円増額の6億8,616万円 ◆下水道事業会計(第1号) 1,437万円増額の47億9,471万円 ◆介護保険事業会計(第2号) 504万円増額の87億6,261万円 ◆後期高齢者医療事業会計(第2号) 1,144万円増額の11億4,927万円

## 申告の際のごお願い

申告書はできる限り自分で作成していただくようお願いいたします。また、郵送でも提出できます。

▼詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。



## 舞鶴税務署からのお知らせ

◆所得税・消費税の申告受け付け 所得税・消費税の申告は税務署へ。申告受け付けの日程は左表でご確認を。

◆国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用をホームページの画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税申告書が作成できます。作成した申告書はプリンターで印刷し、郵送で提出できます。

▼詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。

## 電子申告に必要な電子証明書

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で電子申告を行う場合は電子証明書が必要です。証明書は、市役所で発行する住民基本台帳カードに記録します。発行には、印鑑と写真付き身分証明書などが必要。

【発行窓口】市民課、西支所市民・年金係

【発行時間】9時～16時30分

【手数料】500円

▼詳しくは、市民課(☎66・1001)か西支所市民・年金係(☎77・2252)へ。

## 【申告受け付けの日程】

※申告の相談・受け付けは●印のついているところで実施。

受付会場	舞鶴税務署		西支所		市役所(本庁)	
	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税	所得税	市・府民税
受付時間	9時～17時		9時～16時		市・府民税: 9時～16時 所得税: 9時30分～16時	
受付申告書	●	●	●	●	●	●
2/2 月	●					
2/3 火	●					
2/4 水	●					
2/5 木	●					
2/6 金	●					
2/9 月	●					
2/10 火	●					
2/12 木	●				●	●
2/13 金	●				●	●
2/16 月	●				●	●
2/17 火	●				●	●
2/18 水	●				●	●
2/19 木	●				●	●
2/20 金	●				●	●
2/23 月	●	●			●	●
2/24 火	●	●			●	●
2/25 水	●	●			●	●
2/26 木	●	●			●	●
2/27 金	●	●			●	●
3/2 月	●	●			●	●
3/3 火	●	●			●	●
3/4 水	●	●			●	●
3/5 木	●	●			●	●
3/6 金	●	●			●	●
3/9 月	●	●			●	●
3/10 火	●	●			●	●
3/11 水	●	●			●	●
3/12 木	●	●			●	●
3/13 金	●	●			●	●
3/16 月	●	●			●	●

## 条例

◆舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
任期付職員の採用および給与の特例に關し規定  
◆舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例  
一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規定  
◆舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例  
臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する規定  
◆舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正  
職員の給料表および勤勉手当の支給率を改定  
◆舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する規定  
◆舞鶴市子育て交流施設条例  
舞鶴市子育て交流施設の設置に当たり、同施設の管理および運営について規定  
◆舞鶴市休日急病診療所条例  
休日における急病患者者に対し応急的な診療を行うため、舞鶴市休日急病診療所を設置  
◆舞鶴市の特別職の職員で常勤職員の給与に関する条例の一部改正  
国家公務員の取り扱いに準じ

## 人事

◆監査委員の選任  
◆山本治兵衛氏(40歳、引土川創政クラブ議員団)  
◆固定資産評価審査委員会委員の選任  
◆城代高明氏(71歳、別所)  
◆加藤喜美子氏(63歳、和江)

## その他

◆指定管理者の指定  
※下表のとおり  
◆工事請負契約の変更  
子育て交流施設新築工事、東地区公立保育所新築工事、舞鶴市総合文化会館改修工事  
◆土地改良事業の施行  
上漆原、西方寺、河原地区の災害復旧事業の施行

## 市の施設の指定管理者が決定

期間は平成27年4月1日から3～5年間。各団体から提出された事業計画などにより指定管理者選定委員会での審査を経て候補者を決定。市議会12月定例会での議決を経て指定しました。

施設名	指定管理者	期間
公募	舞鶴赤れんかパーク	一般社団法人舞鶴観光協会 5年
非公募	舞鶴市南デイサービスセンター 舞鶴市南在宅介護支援センター	社会福祉法人大樹会 3年
	舞鶴市加佐デイサービスセンター 舞鶴市加佐在宅介護支援センター	社会福祉法人成光苑 3年
	舞鶴市中デイサービスセンター	社会福祉法人安寿会 3年

## 市道路線の認定

下安久地区、七日市地区の路線を認定

## 一般会計補正予算(第5号)の事業概要をチェック

事業概要	補正額
庁舎改修事業費	4,100万円
府議会議員一般選挙経費	1,483万円
農地集積・集約化推進事業費	183万円
有害鳥獣被害防止対策事業費	630万円
中丹地域有害鳥獣処理施設一時保管庫整備事業費	1,280万円
漁業災害復旧支援事業費補助金	700万円
漁港海岸保全対策事業費	180万円
舞鶴観光ブランドプロモーション戦略事業費	194万円
施設整備事業費(小学校)	430万円
農地災害復旧事業費	190万円
農業用施設災害復旧事業費	1,700万円
道路橋りょう災害復旧事業費	1,300万円